（教　　示）

この処分（納付命令）について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、香川県公安委員会に対し、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。（なお、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

また、この処分（納付命令）の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法（昭和32年法律第139号）の規定により、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表するものは香川県公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。